

大津市移動等円滑化促進方針・大津市バリアフリー基本構想（案）

国の主な関連法令	県の主な関連法令	本市の関連計画												
<p>【バリアフリー法】 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成30年改正)</p> <p>「移動等円滑化促進方針（マスタープラン）制度」の創設等 市町における面的・一体的なバリアフリー化の方針や市町全域にわたる方針を示す など</p> <p>(令和2年改正) 「心のバリアフリー」等のソフト対策の強化等</p>	<p>【だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例】 (平成6年10月策定、平成17年4月改正) ・一定規模以上の建築物、道路、公園、駐車場、公共交通機関の施設（特定施設）の新築・改築等には県が定めるバリアフリー化基準を遵守 ・既存特定施設の特定施設整備基準への適合の努力義務</p> <p>【滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例】 (R1年10月全部施行) [条例のポイント] ・「障害の社会モデル」の考え方を定義 ・合理的配慮の提供等を義務化 (※ 令和6年4月1日から法律上の義務化) ・相談・解決の仕組みを整備</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>差別的禁止</td> <td>合理的配慮の提供</td> </tr> <tr> <td>行政機関</td> <td>法律上の義務</td> <td>法律上の義務</td> </tr> <tr> <td>民間事業者</td> <td>法律上の義務</td> <td>条例上の義務(※)</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>条例上の義務</td> <td>条例上の義務</td> </tr> </table>		差別的禁止	合理的配慮の提供	行政機関	法律上の義務	法律上の義務	民間事業者	法律上の義務	条例上の義務(※)	個人	条例上の義務	条例上の義務	<p>【大津市総合計画】（平成29年3月） 【基本理念】 ・持続可能な都市経営 ・共助社会の確立 ・自然、歴史、文化の保全、再生、活用</p> <p>【大津市都市計画マスタープラン】（平成29年3月） 【まちづくりの理念】 ・安全・安心・快適都市 持続可能でコンパクトな大津の構築 ・自然、歴史、文化を生かす 観光やにぎわい交流の創出 ・ともに創る協働のまち 定住環境の創造</p> <p>【おおつゴールドプラン2024（第9期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画）】（令和6年3月） 【基本理念】 地域の中で いきいきと自分らしく 安心して暮らし続けられる まち おおつ</p> <p>【おおつ障害者プラン（大津市障害者計画・大津市障害福祉計画(第7期計画)・大津市障害福祉計画(第3期計画)）】（令和6年3月） 【基本理念】 一人ひとりが尊重され、だれもが心豊かに暮らせる共生のまち 大津</p>
	差別的禁止	合理的配慮の提供												
行政機関	法律上の義務	法律上の義務												
民間事業者	法律上の義務	条例上の義務(※)												
個人	条例上の義務	条例上の義務												

大津市移動等円滑化促進方針・大津市バリアフリー基本構想 体系図

